

改正案	現行
<p>別紙2 (第5条関係) 無線局の目的別審査基準</p> <p>第1・第2 (略)</p> <p>第3 衛星関係</p> <p>1 システム別審査基準</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) インマルサット携帯移動地球局 ア～オ (略) カ 工事設計等 空中線電力は、空中線系の利得を考慮し、最大等価等方輻射電力が各システムに応じて次の値以下になるものであること。 (ア)～(カ) (略) (キ) <u>インマルサットBGAN型</u></p> <p>A <u>空中線が人工衛星局の方向を自動的に追尾する機能を有し、かつ、主として船舶に設置されるもの 22 デシベル</u></p> <p>B <u>主として航空機に設置されるものであって、中利得空中線(絶対利得が6 デシベル以上12 デシベル未満の空中線)を使用するもの 15.1 デシベル</u></p> <p>C <u>主として航空機に設置されるものであって、低利得空中線(絶対利得が6 デシベル未満の空中線)を使用するもの 11.4 デシベル</u></p> <p>D <u>その他のもの 20 デシベル</u></p> <p>(ク) (略)</p> <p>(5)～(11) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第4・第5 (略)</p>	<p>別紙2 (第5条関係) 無線局の目的別審査基準</p> <p>第1・第2 (略)</p> <p>第3 衛星関係</p> <p>1 システム別審査基準</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) インマルサット携帯移動地球局 ア～オ (略) カ 工事設計等 空中線電力は、空中線系の利得を考慮し、最大等価等方輻射電力が各システムに応じて次の値以下になるものであること。 (ア)～(カ) (略) (キ) <u>インマルサットBGAN型</u> <u>20 デシベル(空中線が人工衛星局の方向を自動的に追尾する機能を有し、かつ、主として船舶に設置されるものにあつては、22 デシベル)</u></p> <p>(ク) (略)</p> <p>(5)～(11) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第4・第5 (略)</p>